

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883311
FAX (06) 63882211
http://www.suita-minsyou.com
suita-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

消費税増税中止、

国税通則法対策を強める研修会に参加を

吹田民商は2月10日日曜日に吹田勤労者会館で税金問題研修会を開きます。この研修会の目的の第1は消費税増税中止の運動を強めることです。法律は来年4月からの増税を決めました。今でも国民の大多数は増税に反対しています。総選挙では増税を強行した民主党を大敗させました。しかし、自民、公明が多数を占めたため、消費税問題は決着がついていません。安倍政権が経済対策を強化する狙いは「景気を良くして」消費税を増税することです。私たち中小業者が景気浮揚の実感を得ることは期待できません。それどころか、増税に苦しめられたうえに次のような問題があります。

- (1) 軽減税率の導入は「インボイス制度」の導入に道を開くこと
- * インボイス導入による影を考えて見ましよう。
- (2) 税と社会保障の一体改革ではなく社会保障を削減する方向であること

研修会の第2の目的は国税通則法対策を強めることです。この法律に沿った税務調査は今年の1月から実施され

吹田市産業振興条例に基づく

地域経済の循環を

1月18日夜7時から吹田市役所でまち産業活性化部と吹田民主商工会の懇談会が開催されました。市役所からは平野部長はじめ6名が、民商からは山口会長はじめ11名が参加しました。相互の自己紹介では、平野部長から「条例をお題目にしないようにしたい。」との挨拶がありました。その後、西尾局長が吹田民商の日常活動を簡単に説明。平野部長より事業計画書に対する質問があり竹田さんや後藤さんが自らの経験に沿って説明しました。



その後、まち産業活性化部から①企業誘致②企業代表者との意見交換③商店街等の活性化④「すいた地域雇用推進事業」の進捗状況に対する説明をいただきました。民商からは、企業立地促進条例案が継続審議になった事情や商店街周辺住民への実態調査の状況などについて質問しました。

ています。強権的な税務調査を許さないためにも、法律の中身とその意味を知っておくことが大切です。税務調査の内容が変化する可能性として次のようなことが考えられます。

- (3) 4月調査
- (4) 5年調査の実施
- (5) 消費税との関係では7年間調査も
- (6) 消費税の仕入税額控除否認
- (7) 記帳内容と水準の押し付け
- (8) 着眼調査の動向

(書面添付制度、意見聴取制度の強化)

知は力、団結は力。

身近な業者を誘ってご参加を。

2月10日の研修会では、政治や経済の動向とともに(1)〜(8)の対策を中心にお話します。ご自分は勿論のこと、ご近所の会員さんやご自分の身近な業者の方を誘ってご参加ください。この日は春の運動のDVDの上映、簡単と好評のエクセル会計の説明も行います。閉会予定時刻は11時50分です。

その後、西尾局長が吹田民商の重点要望を体系的に説明しました。特に中小業者の仕事起しの重要性を強調。再生可能エネルギーの普及を環境対策分野だけではなく地域経済振興の観点で考えることや官公需の地元業者優先発注について強く要望しました。平野部長からは、官公需については「担当部局だけではなく、どうすれば改善できるか、皆で一緒にやっという姿勢が庁舎内に十分培われてきている。」と実情の説明がありました。懇談会は9時過ぎに終了しました。

伝言板

国保料、住民税、国税の分納相談会

2月1日(金) 昼2時00分 市役所ロビー集合
相談希望者は必ず事務局へご連絡ください。

新会員確定申告学習会

2月2日(土) 夜6時30分
2月16日(土) 夜6時30分
新会員以外の会員さんも参加できます。
お渡しした「パンフレット」をご持参ください。

税金問題研修会(右側の記事参照)

2月10日(日) 朝9時15分 勤労者会館
消費税増税中止の展望、国税通則法対策を学びます。
講師 西尾栄一 事務局長

お買い物は地元市場商店街で。商工業者の繁栄は市民とともに！